

身体障害者 自動車運転免許取得 費用の助成

身体に障がいのある方が自動車運転免許を取得するのに要する費用の一部を助成しています。

- ▶**対象者** 次の条件全てにあてはまる方
- ①町内に1年以上住所を有している方
 - ②道路交通法第98条第1項に規定する指定自動車教習所において技能を取得し、運転免許を新規に取得された方
 - ③運転免許取得に要した経費を、自らの負担で指定自動車教習所に支払いをされた方
 - ④自動車を使用することにより就業の安定、生活の向上及び行動範囲の拡大に効果があると認められる身体障がい者で、交通機関の利用が非常に困難であると認められる方
 - ⑤過去において、この制度による助成を受けたことがない方

▶**助成額** 運転免許取得に要した経費の3分の2以内で上限は100,000円

▶**申請期間** 免許取得後1ヵ月以内に申請してください

▶**問合せ** 福祉グループ
☎079(435)2361

春の全国交通安全運動 4月6日(金)～15日(日)

○4月6日(金)「交通安全意識を高める日」

この運動は、尊い人命を交通事故から守るため、広く住民一人ひとりに交通安全思想及び交通モラルの高揚を図るとともに、思いやりのある交通行動の実践を習慣付け住民の参画と協働のもとに交通事故をなくすことを目的とします。

- ★**重点目標**
- ・自転車の交通安全
 - ・飲酒運転の根絶
 - ・夕暮れ時の交通安全
 - ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

▶**問合せ** 危機管理グループ
☎079(435)0991

平成24・25年度 後期高齢者医療の保険料率が決定しました

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率(均等割額と所得割率)は2年ごとに見直されます。

▶**問合せ** 保険年金グループ ☎079(435)2581
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎078(326)2021

●保険料率(平成24・25年度)

保険料の大幅な上昇を抑制する趣旨から、広域連合決算剰余金約31億円の全額活用と、兵庫県に設置されている財政安定化基金から約68億円を取り崩して、合計約99億円を繰り入れることにより、一人当たり保険料額の上昇幅を4,310円(均等割額を2,079円、所得割率を0.91ポイント)、6.09%の伸び率の上昇に抑えています。

	平成24年度 平成25年度	平成22年度 平成23年度
均等割額	46,003円	43,924円
所得割率	9.14%	8.23%

●**保険料額の通知について** 個人ごとの保険料額は7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

●**兵庫県の平成24・25年度保険料の計算方法** 年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。保険料額(年額)の上限が50万円から55万円に変更となります。

$$\begin{matrix} \text{保険料額(年額)} \\ \text{(上限55万円)} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{均等割額} \\ 46,003円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{(※総所得金額等-33万円)} \times \\ \text{所得割率9.14\%} \end{matrix}$$

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません。

●**所得の低い方の軽減** 以下の方は、平成23年中の所得に応じて平成24年度の保険料額が軽減されます。軽減割合は平成23年度と同じ割合です。

①**均等割額** 平成23年中の世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の総所得金額等が一定の金額以下の方

総所得金額(被保険者+世帯主)が 次の基準以下の世帯		軽減割合 (軽減後均等割額:年額)
基礎 控除額 (33万円)	被保険者全員の各所得が0円(年金所得は控除額を80万円として計算)	9割(4,600円)
	上記以外	7割(13,800円)→ 8.5割(注1)(6,900円)
基礎控除額(33万円)+24.5万円× 被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)		5割(23,001円)
基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者の数		2割(36,802円)

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

(注1)本来は7割軽減ですが、軽減措置により平成24年度は8.5割軽減となります。

②**所得割額** 所得割額算定にかかる所得(総所得金額等-基礎控除額33万円)が58万円(年金収入のみの場合は211万円)以下の方は所得割額が5割軽減されます。

●**被扶養者だった方の軽減** 制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、当分の間、所得割額はかからず、均等割額が5割軽減されます。さらに特例として、平成24年度は均等割額が9割軽減され、年額4,600円となります。なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象にはなりません。

障がいのある方に対する 自動車税・自動車取得税減免制度が 変わります

平成24年4月1日以降の減免申請受付分から、制度内容や申請に必要な書類が変わります。

▼見直しの概要

家族が所有または運転する場合に必要なとしていた「生計同一証明書」「常時介護証明書」および使用目的の限定を廃止します。また、全額減免の対象者や減免限度額を見直しします。詳しくは県税事務所へお問い合わせください

▼**減免申請に必要な書類**
個人によって必要な書類が異なるため、各県税事務所へ直接お問い合わせください

▼**手続き・問合せ**

●自動車税

加古川県税事務所

☎079(421)9271

●自動車取得税

〔姫路ナンバー〕

姫路県税事務所自動車取得税審査課

☎079(233)8200

自動車取得税資料課

☎079(281)9160

〔神戸ナンバー〕

神戸県税事務所自動車取得税審査課

☎078(441)0305

自動車取得税資料課

☎078(361)8537

②軽自動車

〔姫路ナンバー〕

姫路県税事務所

☎079(233)8261

〔神戸ナンバー〕

西神戸県税事務所

☎078(927)7700



平成24年4月から開始 兵庫ゆずりあい駐車場制度

障がいのある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が利用証を交付する制度です。

▼**対象駐車施設** 県に登録されている「兵庫ゆずりあい駐車場」の標示がある駐車区画

▼利用証交付窓口

加古川健康福祉事務所

加古川市加古川町寺家町天神

木97・1

☎079(421)9308

▼**問合せ** 兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課

☎078(362)4379
FAX 078(362)9040
Eメール shogaishashien@pref.hyogo.lg.jp



▶**対象者** 下の交付要件に該当し、歩行が困難な方

交付対象者 基準	確認書類
視覚障がい 1・2・3・4級	身体障害者手帳
聴覚障がい 2・3級	
平衡機能障がい 3・5級	
肢体不自由	
上肢 1・2級	
下肢 1・2・3・4・5・6級	
体幹 1・2・3・5級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能 1・2級 移動機能 1・2・3・4・5・6級
心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸の機能障がい、小腸機能障がい 1・3・4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害 1・2・3・4級	
知的障がい者 障がい程度 A	療育手帳
精神障がい者 障がい等級 1級	精神障害者保健福祉手帳
難病患者 特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾患医療受給者	特定疾患医療受給者証 小児慢性特定疾患医療受給者証
高齢者など 要介護状態の区分が 要介護 1・2・3・4・5	介護保険被保険者証
妊産婦 母子手帳取得時から出産後1年未満	母子健康手帳
傷病人 けが・病気により一時的に移動の配慮が必要な方	医師の診断書・意見書など(「歩行が困難である」こと記載必要)、身分証明書(運転免許証、保険証など)
その他歩行が困難な方 知事が特別に認める方	※県障害者支援課にお問い合わせください

※詳しくは加古川健康福祉事務所・役場福祉グループに設置しているチラシ、兵庫県のホームページ<http://web.pref.hyogo.lg.jp/shogaishashien/index.html>をご覧ください。